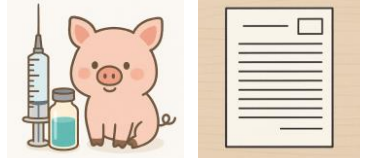


〈今月の特集〉
動物用医薬品の
残留防止対策について



適正な動物用医薬品の使用は、消費者にとって安全な畜産物につながります。

動物用医薬品は畜産動物の疾病予防や治療を目的として広く使用されていますが、一方で食品への残留が懸念されています。そのため、人の健康への影響を考慮し、**残留基準値および休薬期間**が定められています。

食肉衛生検査所では、と畜場に搬入される家畜の臓器や筋肉中に、**動物用医薬品が基準を超えて残留**していないか検査を行っています。

長崎県では、ドキシサイクリン、マルボフロキサシン、ベンジルペニシリンなどの薬剤が、残留基準値を超えて検出された事例があります。

調査の結果、「用法、用量以上の投薬を行ってしまった」、「休薬期間のカウントを間違ってしまった（薬剤投与日を休薬期間1日目とカウントした）」などが残留の原因となっていました。

※残留基準値を超えて残留が確認された場合は、食品衛生法違反となり廃棄や回収の対象となります。

動物用医薬品を使用する際は次の事に注意しましょう。

- 添付文書をよく確認し、**使用方法・用量・休薬期間の基準**を守って使いましょう。
- 投薬中や投薬後の**家畜・畜舎には表示を行い**、他の家畜と取り違えないようにしましょう。
- 飼料の購入伝票、給与記録、**動物用医薬品の購入・使用記録、指示書**などを保管しましょう。
- 家畜をと畜場へ出荷する際は、動物用医薬品の**投薬歴等必要事項**を申告しましょう。

動物用医薬品の休薬期間

例) 薬品投与後3日間の休薬期間



薬を投与した日の翌日を、休薬期間の1日目として計算します。

※休薬期間は動物用医薬品ごとに定められています。
添付文書等で確認してください。

注意: 疾病に罹患した家畜では、薬物の代謝機能が低下し、分解・排出に時間を要することがあります。
管理獣医師に相談して、所定の休薬期間より出荷を延長する等の対応をお願いします。

家畜をと畜場へ
搬入する際の申告事項

1. 病気の有無
2. 動物用医薬品やそれに類するものの投与の有無

※ 申告の対象となる期間は、搬入の日からさかのぼって、概ね2か月前までです。